

# 入札公告

次のとおり一般競争入札に付する。

令和5年2月21日

岩手県知事 達 増 拓 也

## 1 調達内容

### (1) 調達件名及び数量

タブレット端末 (iPad) 等賃貸借契約 59 台

(使用にあたり必要な付属品、ソフトウェア、データ通信サービス、運搬、搬入、調整、保守等一式を含む。)

### (2) 仕様等

仕様書による

### (3) 借入期間

令和5年10月1日から令和9年9月30日まで (48 か月)

### (4) 納入場所

岩手県議会事務局 (盛岡市内丸 10 番 1 号 議会棟 1 階)

### (5) 入札方法

(1)の件名契約期間の総額で入札に付する。

なお、令和5・6・7・8・9年度それぞれの総額を記載するものとする。

また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額 (当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額) をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

### (6) その他

この契約は地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約であり、契約期間の各年度における経費の予算の範囲においてその給付を受けるものであること。

## 2 入札、開札の日時及び場所

(1) 日時 令和5年3月27日 (月) 午前11時

(2) 場所 岩手県議会棟 1階 大会議室

(入札書を持参すること。郵便、電報、電送その他の方法による入札は認めない。)

## 3 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

(2) 会社更生法 (平成14年法律第154号) に基づく更生手続開始の申立て若しくは民事再生法

(平成 11 年法律第 225 号) に基づく再生手続開始の申立てがなされている者(更生計画認可又は再生計画認可の決定を受けている者を除く。) でないこと。

- (3) 岩手県知事が定める物品購入等競争入札参加資格を取得し、令和 2・3・4 年度競争入札参加資格者名簿に登載されている者であること。
- (4) 岩手県内に本社(本店)を有する者又は岩手県外に本社(本店)を有しているが、岩手県内に支店等を有しており、その支店等が(3)の資格を有している者であること。
- (5) 入札の日において、岩手県から、物品購入等に係る指名停止等措置基準(平成 12 年 3 月 30 日制定)に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (6) 事業者の代表者、役員(執行役員を含む。)又は支店若しくは営業所を代表する者等、その経営に関与する者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 6 号に規定する暴力団員ではなく、かつ、暴力団(同法同条第 2 号に規定する暴力団をいう。)若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。

#### 4 契約条項を示す場所等

契約条項を示す場所、入札説明書の配付場所

入札説明書は、岩手県のホームページのほか岩手県議会事務局議事調査課で配付する。

郵便番号 020-8570 岩手県盛岡市内丸 10 番 1 号

岩手県議会事務局議事調査課議事管理担当

電 話 019-629-6016

F A X 019-629-6014

#### 5 質問書の受付及び回答方法

この一般競争入札に関して質問がある場合は、令和 5 年 3 月 8 日(水)までに書面(ファクシミリによる提出可)により提出すること。ただし、一般的事項に関しては随時電話又は口頭により照会して差し支えないこと。この疑義に対する回答は、県ホームページ等に掲載して行う。

#### 6 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

免除

- (3) 入札への参加を希望する者に求められる事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要書類等を令和 5 年 3 月 8 日(水)午後 5 時までに 4 の場所に提出しなければならない。また、入札日の前日までの間において当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

- (4) 入札への参加

(3)より提出された書類を審査した結果、入札説明書に示す仕様を満たすと認められた者に限り入札に参加できるものとする。

- (5) 入札の無効

この公告に示した競争参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(6) 契約書作成の要否

要

(7) 落札者の決定方法

会計規則（平成4年岩手県規則第21号）第100条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) 入札手続の停止

令和5年度岩手県一般会計予算が議決されなかった場合等にあつては、本件入札手続について停止の措置を行うことがある。

(9) 翌年度以降の予算が減額又は削減された場合

翌年度以降の予算が減額又は削減された場合は、契約の変更又は解除をすることがある。

(10) その他

詳細は、入札説明書による。

なお、入札参加に要する費用は、入札参加希望者の負担とし、本業務の入札が中止された場合であってもその補償を請求することはできないものとする。